

『礼記』を選んだ人達の事情——明代科学と礼学

鶴成久章
(国際共生教育講座)

(平成12年9月11日受理)

はじめに

明末の思想家李贊（字は卓吾、号は温陵居士ほか、晋江の人）は、その著『九正易因』の序文の中で、自らの科挙受験の選択科目をめぐって興味深いことを述べている。

私は幼い頃より『易經』を学習していたが、（のちに）また改めて『礼記』を学習した。『礼記』は受験者が少なく有利だったからである。（しかし）十四歳になるとさらに改めて『書經』を学び、結局『書經』によって（鄉試に合格し）禄を窃むこととなつた云々。

『李温陵集』卷十一「易因小序」「余自幼治易、復改治礼、以礼經少決科之利也。至年十四又改治尚書、竟以尚書竊禄。……」確かに、彼は『書經』によって福建鄉試に合格したようで、『嘉靖三十一年福建鄉試錄』^{註①}には第二十二名に李贊の旧名である李載贊という名が見られ、その専經は『書經』であると記されている。しかしながら、ここで問題にしたいのは、彼が『書經』によって挙人になつたという事実ではなく、彼がそれ以前に科挙受験のために『礼記』の学習をしており、そしてその理由を『礼記』は受験者が少なく有利だと思ったからだと率直に述べている点である。

万曆二十五年（一五九七）に順天府鄉試で副主考官を務めた焦竑（字は弱侯、号は漪園・澹園、江寧の人）は、この時の合格者の選定をめぐつて政敵から彈劾された際、その不当を訴えて奉つた上奏の中で、『春秋』『礼記』は「孤經」と言われ、出来的良い答案がもともと少く、そのうござります。（とくに）『礼記』は試験を受ける者が百八十人のみでありまして云々。（『焦氏澹園集』卷三「謹述科場始末乞賜查勘以明心跡疏」「春秋礼記、名為孤經、佳卷原少。礼記入試止百八十人、……」）と述べている。この年の順天府鄉試の受験者がどれほどいたかは未詳だ

明代の科挙試験では「五經」は選択必修であり、どれか一經を選択して受験すればよかつた。どの經書を選ぶかは、受験生の意志にまかされていたから、難易度や負担感、それに内容的な魅力の他様々な要因に基づいて、選択者の数は各經書間でかなりの差異が生じた。その結果、受験生に最も敬遠されたのが『礼記』だったのである。

実際、李贊のように、選択者が少ないから有利だと考えて『礼記』を学んでみる者もいたほど、明代科挙における『礼記』選択者の少なさは、明人にとっては周知の事実であった。その少なさをもつと端的に伝える証言もある。

が、四千六百名余りが受験している万曆三十七年（一六〇九）の場合^{注1}を参考に考えれば、恐らく四千名を超える数の受験生がいたであろう。そのような中に『礼記』の選択者は百八十名しかいないというのだから、確かにその少なさがわかるであろう。

もつとも、以上の事例は郷試における話ばかりだが、実際のところ、会試においても状況はほぼ同様であり、それは会試の同考官の定員や合格者の選択状況によって裏付けられることは前稿において既に論じた。『礼記』の選択者数が明代を通じて低迷を続けているのは、『礼記』が選択科目としては不利だったからであると考えざるを得ない^{注2}。ならば、科挙試験において敢えてこの『礼記』を選択した人達は、なに故にわざわざこの難物を選択したのであろうか。本稿では、明代の礼学との関係を視野に入れつつ、『礼記』選択者達のそれぞれの事情について考察してみる。

一、選択者の少ない経書

前稿で筆者は、科挙の合格者名簿である「登科録」に基づいて、明代科挙合格者における「五經」各経の選択状況を調べ、『礼記』の選択者が最も少ない点について指摘したといふ、その後にベンジャミン・A・エルマン氏の *A Cultural History of Civil Examinations in Late Imperial China* (University of California Press, California, 2000) を入手した。エルマン氏の著書には、豊富な図表が附録されており、その中には明代科挙における専經に関するものも四種含まれている。しかも、エルマン氏が資料として使用している明代の「登科録」は、現在我が国で閲覧可能な「登科録」の数よりもはるかに多く、その意味で

表1 明代の会試における「五經」各経の選択者の比率（1371—1637）

	1371	1400	1415	1433	1466	1508	1544	1571	1601	1637
『易經』	18 %	17 %	16 %	22 %	19 %	25 %	28 %	31 %	30 %	30 %
『書經』	20	32	36	30	27	23	21	19	21	21
『詩經』	23	30	30	26	33	37	36	36	34	34
『春秋』	33	16	11	10	11	7	8	8	8	8
『礼記』	6	5	6	12	10	8	6	6	7	7
及第者数	120	110	350	99	353	350	320	399	300	300

資料：「会試録」(1371, 1400, 1415, 1433, 1466, 1508, 1544, 1571, 1601, 1637)

(Benjamin A. Elman, *A Cultural History of Civil Examinations in Late Imperial China*, p.654, table2.3.に拠る)

表2 明代の応天府（※郷試）における「五經」各経の選択者の比率（1399—1630）

	1399	1450	1474	1501	1525	1549	1576	1600	1630
『易經』	10.5 %	20.5 %	17.8 %	20.7 %	29.6 %	30.3 %	32.6 %	33.6 %	33.3 %
『書經』	30.6	28.5	25.9	24.4	20.7	18.5	20.7	21.4	22.0
『詩經』	39.5	33.0	39.3	43.7	40.0	37.8	34.8	32.1	31.3
『春秋』	17.6	11.0	9.6	5.2	5.2	7.4	5.9	6.4	6.7
『礼記』	1.7	7.0	7.4	5.2	4.4	5.9	5.9	6.4	6.0

資料：張朝瑞撰『南國賢書』(1600年頃の版本、及び1633年の版本)、『建文元年京闈小録』(1399)、『応天府郷試録』(1630)

注：1370年から1440年までの応天府（※郷試）における舉人の定員は80名から100名の間であり、1450年の200名は例外として、

1474年から1588年までは135名であった。また、1600年には140名に増え、1630年には150名であった。

(同書p.654, table2.4.に拠る)

表3 明代の浙江省における「五經」各經の選択者の比率（1370—1600）

	1370	1399	1403	1423	1450	1474	1501	1549	1576	1600
『易經』	21.9 %	15.6 %	10.3 %	14.8 %	15.1 %	22.2 %	31.1 %	37.8 %	41.6 %	38.9 %
『書經』	15.6	26.6	36.8	38.1	27.6	25.6	18.9	18.9	18.0	20.0
『詩經』	31.3	34.4	34.6	23.3	30.0	33.3	35.6	26.7	25.8	26.7
『春秋』	28.1	18.8	14.0	9.5	13.8	7.8	5.6	10.0	7.9	7.8
『礼記』	3.1	4.7	4.4	14.3	16.4	11.1	8.9	6.7	6.7	6.7
及第者数	32	64	136	189	152	90	90	90	90	90

資料：『皇明浙士登科考』(1621年頃の版本)

注：1370年から1440年までの浙江省における舉人の定員は通常40名から60名であった。しかし、1426年までには目立った例外もあり、1403年は136名、1414年は168名、1420年は205名、1423年には189名の及第者がいた。1453年には定員は90名に増え、1621年には及第者100名であった。
(同書p.701, table5.13.に拠る)

表4 明代の福建省における「五經」各經の選択者の比率（1399—1636）

	1399	1453	1501	1549	1600	1624	1636
『易經』	17.5 %	16.8 %	33.3 %	36.7 %	33.3 %	32.6 %	32.6 %
『書經』	36.8	25.6	16.7	20.0	18.9	20.0	20.0
『詩經』	29.8	31.4	33.3	28.9	34.4	33.7	33.7
『春秋』	12.3	11.7	6.7	7.8	6.7	6.3	6.3
『礼記』	3.5	14.6	8.9	6.7	6.7	7.4	7.4

資料：邵捷春撰『閩省賢書』

注：1399年から1453年までは、福建省の舉人の定員は46名から128名の間であった。1465年に定員は90名に定まり、それが1624年に増員になるまで続いた。
(同書p.701, table5.14.に拠る)

資料的価値も非常に高い。²⁰⁾そこで、いま氏の作成された表をもとに、明代科挙の合格者に占める『礼記』選択者の比率について確認してみる。

『春秋』との間で逆転が生じている年も若干あるが、会試（表1）や応天府鄉試（表2）では、ほぼ明代を通じて、『礼記』の選択者が最も少ないことが見て取れる。ただ、エルマン氏も指摘される（同氏前掲書二八二頁）ように、浙江鄉試（表3）では、永樂二十一年（一四二三）から弘治五年（一四九二）にかけてのおおよそ半世紀にやや異なった傾向が見られる。すなわち、この時期には『礼記』の選択者が『春秋』をしのいだ上、その比率が合格者全体の10パーセントを超えるまでになつてゐるという事実である。また、同様の傾向は、福建鄉試（表4）にも若干うかがえ²¹⁾、さらに、会試にもそれらが反映されているように思われる。

永樂年間の末頃から弘治年間にかけての時期の浙江を中心とする、『礼記』選択者の増加については、前稿執筆時には気づかなかつたことであるが、ただ、それを加味するにしても、明代の科挙において総じて『礼記』が最も選択者の少ない經書であったと結論づけることに問題はないだろうかと考える。

二、『礼記』を家学とした人達

さて、受験科目としては難物であるとみなされて、科挙の受験生に人気のなかつた『礼記』を敢えて選択した人達は、いったいどういう事情に基づいて『礼記』を選んだのであろうか。恐らく最も多いのは、いわゆる「家学」として、父祖の旧經を学ぶという場合であつたかと思われる。『礼記』に限らず、どの經書についてみてもそれが最も一般的であ

るからである。

例えば、帰有光（字は熙甫、号は震川、崑山の人）・子慕（字は季思、号は陶菴）父子、王忬（字は民忬、号は思質、太倉の人）・王世貞（字は元美、号は弇州山人ほか）父子、方以智（字は密之）の一族である桐城の方氏などはみな『易經』で科挙に合格している。また、唐順之（字は応徳、武進の人、嘉靖八年会元）・鶴徵（字は凝菴）父子は『詩經』で、そして鄒守益（字は謙之、安福の人、正徳六年会元）とその孫の徳溥（字は汝光、号は四山）は『春秋』で及第を果たしているし、錢謙益（字は受之、号は牧齋、常熟の人）は、鄉試に八度も下第した父錢世揚（字は僕孝、号は畸人）の、ひいては嘉靖三十八年（一五五九）進士の祖父錢順時の旧経を受け継いで『春秋』で科挙に合格している。さらに、袁宗道（字は伯修、万暦十四年会元）・袁宏道（字は中郎、号は石公）・袁中道（字は小修）ら公安の袁氏三兄弟が『書經』、東林の顧憲成（字は叔時、号は涇陽、無錫の人）・允成（字は季時、号は涇凡）兄弟も同じく『書經』を専経にしているのなども、やはり家学の例としてよいであろう。とにかく例をあげればきりがない。

そして、当然のことながら、『礼記』の場合も同様の事例に事欠かない。幾つかの例を見てみることにする。

まず、成化十一年（一四五七）の狀元謝遷（字は于喬、号は木菴、餘姚の人）の場合、成化十年の浙江鄉試で解元、翌年の会試で『礼記』経魁となつてゐるが、その息子の謝丕（字は以中、号は汝湖）も同じく『礼記』を専経とし、弘治十四年（一五〇二）の順天府鄉試で解元、弘治十八年の会試では『礼記』経魁、そして殿試では探花となつてゐる。これなど、『礼記』が家学である名門の典型であろう。

また、隆慶二年（一五六八）会試の『礼記』経魁である陳于陛（字は

元忠、号は玉臯、南充の人）は、『明史』卷二七の本伝によると、幼い頃から父以勤（字は逸甫、号は松谷）について国家の故実を学んだ（少従父以勤習國家故実。為史官、益究經世学。）とされる。その父陳以勤もやはり専経は『礼記』で、嘉靖二十年（一五四一）に進士になつており、のちには、かの張居正（字は叔大、号は太岳、江陵の人）が及第した嘉靖二十六年会試の『礼記』房同考官を呉維嶽（字は峻伯、号は霽寰、孝豊の人、嘉靖十七年進士、専経『礼記』）とともに務めており、この陳父子の場合も『礼記』が家学であつたわけである（『獻徵錄』卷十七「陳公以勤墓誌銘」参照）。

さらに、「前七子」の一人である辺貢（字は廷実、号は華泉、歴城の人）は弘治九年（一四九六）会試に『礼記』で合格しているが、彼が『礼記』を選んだのは、会試に下第し続けたものの『礼記』を好み（『華泉集』卷十二「先代州府君行状」「……既長為學官弟子、愛禮記……」）、鄉礼にも熱心であった（同「……嘗居喪祭矣、善執文公礼、沒其身亡或渝、乃鄉人皆化之、又執文公礼。……弗執礼者咸惴惴焉、恐先君之知也。」）という父節（字は時中、号は介菴、成化二十二年舉人）の旧経をやはり受け継いだものである。

受験生に敬遠されがちであつた選択科目『礼記』も、それが父祖以来の家学として繼承されている場合には、教授してくれる師がいて、勉学のための書物が完備しておらずから、そういう整つた学習環境のもとでは、他經を選ぶよりは、勉学の上で十分に有利さを發揮するところになつたわけである。それでは、上述の李贊のように、『礼記』による受験にもつと別な意味での有利さを見いだし、自らの意志で『礼記』を専経にした者はいなかつたのであろうか。李贊のような露骨な理由からではないが、『礼記』を選ぶことが自らの利益につながることを考慮

して選択した例として姚舜牧（字は虞佐、号は承庵、烏程の人）の例を見てみることにする。

（5）『礼記』を選んだ人達の事情－明代科挙と礼学

『来恩堂草』卷十六「自叙歴年」によると、彼は幼少から学問に志すものの、師承が無いことに苦しみつつ、十一、二歳で『詩經』を学び、十五歳で『易經』を学ぶ。そして、十六歳で仁和の陳敬台なる人物についてはじめて正式な科挙の勉強を始め、やがて、十九歳で府学の生員となる。その後、歲試、科試で好成績を修めるものの、嘉靖四十三年（一五六四）の鄉試に際して、それまで府学出身者に対する受験定員の割当が六十名だったのが二十名減員になったのに加え、裏で窺かに提学に關節を遣う者が多く、結局彼は受験者の名簿から外れて鄉試に参加できなかつた。そこで、彼は『易經』での受験を諦め、『礼記』での受験を考えて師について学び始めるが、翌年の歲試では『易經』で優秀な成績を修めたことから、結局元通り『易經』を專經として学ぶことに決めている。そして、その後万曆元年（一五七三）に舉人となつたが、結局、会試には受からなかつた（……然苦無師承。……十二歳始附学于畢宋二家。馮賀泉先生命牧治詩。十三四歳又苦無師承也。十五歳附学楊家、改治易。……十六歳附學顧喬峯家、師仁和陳敬台先生、始正就拳子業矣。……辛酉十九歳、縣試送府、張雲屏太尊試高等。范中方宗師取補府庠弟子員。……壬戌二十歳……是歲巡道帰涵泉公試高等。癸亥十一歳、……巡道陳羽泉公、代巡張達泉公、俱試高等。甲子二十二歳、讀書于桃灣、府庠原額科挙六十名、時特疏裁減二十名。奉學道命錄考、又多徇私、牧不得觀場、以此改治礼記。乙丑二十三歳、以治礼記往滙州潘家、師紹興王三江先生。是秋屠屏石宗師歲考、原以易試優等、遂卒治易。……癸酉万曆元年三十一年、……得中式六十七名。……甲戌三十二歳、会試不第。……）。

姚舜牧は浙江烏程の人であるから、こここの府学というのは湖州府学のことであろうが、その湖州府学から『易經』で鄉試に応ずるのは難いので、改めて『礼記』で受験しようとしているところが実に興味深い。このことは、つまり湖州府学から『易經』で鄉試受験の資格を得るより、『礼記』で資格を得る方が容易であると彼が考えたことを物語っているからである。恐らく、湖州府学では『易經』の選択者が多く、競争率が非常に高い上、關節をつかう者までいたのに対して、『礼記』の選択者は格段に少ないものだから、草卒の準備でも何とかなりそうに思えたのであろう。ところが、實際はそう甘くはないようで、やはり得意科目の『易經』の學習に戻るのが確実な方法だと考え、結局もとのさやに戻つたのである⁽⁵⁾。

ところで、選択者が少ないという理由から『礼記』の選択者が優遇される例が無かつたわけでもなさそうである。嘉靖三十二年（一五五三）会試の『礼記』経魁である羅良（字は虞臣、号は月巖、万安の人）は、十歳で『礼記』を治め、十三歳で童試を受験したところ、時の学政徐階（字は子升、号は少湖・存齋、華亭の人）が、諸生の中に『礼記』を治めるものが少ないとから、『礼記』を學習している者をすべて生員にしようとして試験を行つた。羅良はその試験に対して優秀な答案を提出したことで徐階から特に目をかけられ、後に偶々嘉靖三十二年会試で主考官を務めることになつた階のもとで、会試第五名『礼記』経魁に挙げられている（『弇州續稿』卷六十八「太僕寺卿羅公伝」）……公生而穎秀異常兒。十歲能屬文、治禮經、十三出應試、有司少師徐文貞公階、時方視學政以諸生熟習禮者、令諸習禮者悉令補博士弟子員、郡試於省而以繁縝命之屬辭、俱錯愕不能憶。公獨能憶而於辭又獨工。文貞公大奇之捉其鬚曰、勉旃吾候若於長安公車間也。蓋文貞公時方有宮洗召云。公自是為

諸生雋声籍籍矣。弱冠擧於鄉為第十人。又六載應南宮試、而文貞公以次相出主文得公為第五人。大喜曰、故鬢而受余記者耶。及對公車策、又奇、文貞公欲拔之上第不果。……）。もっとも、これなどもやはり羅良が幼少時より父彦宏（字は徳方）から「三札」を授けてもらつており（『弇州四部稿』卷八十五「羅司勲傳」「……為授良博士業三札、甫十餘歲業成……」）、『礼記』の学問に長じていたという前提があつてはじめて受けられた恩恵であると言えるのかも知れない。

三、『礼記』の学習を重んじた地域

梅之煥（字は彬父、号は長公ほか、麻城の人）が、馮夢龍（字は猶龍、号は翔甫ほか、呉県の人）の『麟經指月』に寄せた序文には、

我が麻城は幾重もの山に囲まれた手のひらほどの県にすぎないが、明朝が興つてより、『春秋』（学者）の淵藪の地位を独占してきた。遙か昔までさかのぼ（つて語）る暇はないが、この数十年間だけでも、周氏、劉氏、耿氏、田氏、李氏、それに我が梅氏は、みな『春秋』によつて、科挙に臨んできた。それで、各地の『春秋』を学ぼうとする者が、しばしば我が県に教えを請いに来るし、我が県でも一日の長あることを自任してきた云々。（『麟經指月』附録「叙麟經指月」「敝邑麻、万山中手掌地耳。而明興、獨為麟經數。未暇遐溯。即數十年間、如周、如劉、如耿、如田、如李、如吾宗、科第相望、途皆由此。故四方治春秋者、往往問渡于敝邑、而敝邑亦居然以老馬智自任。……」）

と、いう。麻城では、少なくとも、周氏からは正統十年（一四五五）会試の『春秋』経魁である周鑑、劉氏からは弘治三年（一四九〇）会試の劉

遂、耿氏からは嘉靖三十五年（一五五六）会試の耿定向を出しておらず、麻城で『春秋』の学習が盛んであつたという梅之煥の言葉は、郷土自慢を差し引くとしても、恐らく事実そのとおりだつたと思われる。なお、同じく麻城の人李長庚（字は酉卿）が馮の『春秋衡庫』に寄せた序文には、麻城では十人中九人が『春秋』を選択した（余邑、春秋其世業也。習是經者十人而九。）とも言う。

このように、科挙の受験において、ある特定の地域で、ある一つの経書が盛んに学ばれるという事例は少なくなさそうである。例えば、『春秋』について見れば、麻城県も確かに学習の盛んな土地であつたようだ

表5 紹興府餘姚県における「五經」各經の選択状況

	「易經」	「書經」	「詩經」	「春秋」	「礼記」
建文二年（会）				1	1
正統十年（会）					3
天順元年（進）					3
成化二年（会）			1		4
成化五年（進）	1			1	6
成化八年（進）	1	2			3
成化十一年（会）					5
弘治九年（進）			1		6
弘治十五年（会）	3	1	1		3
弘治十八年（進）	2	2			2
正德十六年（進）	5				4
嘉靖十四年（進）	8	5			3
嘉靖十七年（進）	5			1	1
嘉靖二十年（会）	4	4	1	1	4
嘉靖二十三年（進）	5	1			2
嘉靖三十二年（便）	1	1			1
嘉靖三十五年（世）	3	2			2
嘉靖三十八年（会）	1	2		1	4
嘉靖四十一年（会）	2	3		1	
隆慶二年（会）	6	1	2		2
万曆八年（進）			1		2
万曆十四年（会）	1	2			1
万曆二十年（履便）	1	3			2
万曆二十九年（会）	1	1			1
万曆三十八年（齒）	1	1	1		
万曆四十七年（会）	4	1			1

資料：『餘姚県志』（光緒二十五年刊本）

（進）殿試登科錄、（会）会試登科錄、（便）同年便覽錄、
（世）同年世講錄、（履便）進士履歷便覽、（齒）同年序齒錄

が、実は輩出した経験の数からすれば、江西省吉安府の安福県には及ばない。安福県では明初から万曆十七年（一五八九）までの間に、少なくとも十名の『春秋』経験を出しており⁽⁵⁾、『春秋』学の盛んさがうかがえる。また、後述の汪鑑の証言に見られるように、浙江省寧波府の鄞県では『易經』の学習が盛んであった⁽⁶⁾というのなども同様の例である。そして、『礼記』にもやはり、これを盛んに学習した地域があつた。浙江省紹興府餘姚県がその地域である。

表5に示したように、弘治年間の末頃から隆慶年間にかけての時期には、『易經』や『書經』の選択者の増加が見られるものの、餘姚県からは『礼記』で会試に合格する者が万曆年間までほぼ絶えることなく出続けていることがわかる。また、この餘姚県は、会試における『礼記』経験を最も多く輩出している地域でもあり、確認できたところでは、明初から万曆十七年（一五八九）までに十三名もの『礼記』経験が出ていている。すなわち、景泰二年の陳嘉猷、成化二年の陳清、成化五年の黃韶、成化十一年の謝遷、弘治九年の鄒軒、弘治十二年の王守仁、弘治十八年の謝丕、嘉靖十一年の陳壇、嘉靖十四年の顧廉、嘉靖二十年の陳陞、嘉靖二十三年の胡安、隆慶五年の史飼、万曆十七年の楊維嶽等である。

そして、餘姚県が『礼記』学者の淵藪であったことを伝える明人の興味深い証言も残されている。例えば、張文麟（字は公瑞、号は端嚴、常熟の人）が十七歳で県試を受けた時の逸話がそれである。

（弘治十一年）この年は試験の年に当たり、知県の楊柳塘（諱は子器、字は名父）先生が県試にのぞまれた。先生は文学を興隆させた功績で実に（蘇州府）七県に冠たる方である。（先生は）まず儒士を試験するのに、四篇の問を出題された。（私は）すらすらと会心の文章を書き上げ、夜半に答案を提出したところ、先生は繰り返し

（その出来を）褒めて下さった。（その後、先生は）「どうして『礼記』を学習しているのだ。」とお尋ねになつた。（私は）父の旧経である旨お答えした。（すると）先生は、「合格しようと思うなら、どうして餘姚に行って勉強しないのだ。」とおっしゃつた。（そこで）力量が及ばないことを申し上げた。先生は、「私もあそこで師について書（『礼記』）を学んだのだ。一足の草鞋に三斗の米を背負つていけばすむことだ。なんの困難があるものか。」とおっしゃつた。先生はそこで翌年に私を餘姚の諸用晦先生（諱は絢）について『礼記』を学ぶために送り出して下さることを黙つて意に留めておいて下さり、（私）を府試へと送り出して下さつた。（『端嚴公年譜』）弘治十一年戊午「時當大比、知県楊柳塘先生蒞眞。先生實冠七縣作興文學之主。先考儒士命題四篇。舉筆皆成章、半晚納卷。先生亟稱許焉。問何以讀禮記。告以先公旧經。先生曰、中得何不往餘姚從講。對以力不能。先生曰、我那裏從師講書。一双草鞋、背三斗米就去了。何難。先生乃默留意、次年送予從餘姚諸先生用晦講禮、取送府考」）。要するに、『礼記』を学習するのだったら、常熟県にいたのでは駄目だから、餘姚に行つて師に就けというのが知県楊子器の助言であり、のちに張はその楊子器の助力を得て餘姚の諸絢という生員に就いて『礼記』を学び、やがて応天府鄉試第五名の『礼記』経験、そして弘治十八年（一五〇五）には進士になつている。なお、『礼記』を学んだ師である諸絢も彼と同年に進士に及第している。楊子器は、餘姚に近い浙江省寧波府慈溪県の人であり、しかもかつて自ら餘姚で師について学んでいる。それ故、『礼記』を学ぶのだとしたら餘姚に行くべきだという彼の言葉は信憑性が高いと言えよう。餘姚が『礼記』学の中心地であつたことを伝える注目すべき話である。同様の例をもう一つ示す。

汪鑑（字は振宗、号は遠峰、鄞県の人）は嘉靖二十六年（一五四七）に張居正とともに『礼記』で会試に合格し、嘉靖三十二年会試においては、その張居正とともに『礼記』房の同考官を務めた人物だが、彼の「行状」には次のように言う。

十四歳で幅広い知識を身につけしっかりと学問して、『礼記』を専経にして県学に学ぶことになった。鄞県の諸生はもともと『易經』をよく学び、『礼記』を学ぶ者は少なかつた。餘姚の謝文正公（諱は遷）と公の族祖沢卿公が同年の舉人であったことから、（文正公は）常に公の父君のために『礼記』を論じてあげた。父君も『礼記』を好み、公に餘姚へ遊學して学識のある人に師事するよう命じた。それで、鄞県には「汪氏の礼学」があるのだ云々。（献徵錄）卷三

十四「遠峰汪公鑑行狀」「年十四博記善問、以戴記遊於泮。鄞諸生故善易、妙為戴記者。舜江謝文正公与公族祖沢卿同年舉也。常為贈公論戴記。贈公好之、命公負笈之舜江遊長者。故鄞有汪氏礼。……」餘姚の『礼記』学の流れを汲む彼は、学に淵源があつたお蔭か、嘉靖二十六年の会試では『礼記』房の同考官陳以勤の推薦で『礼記』経魁になつてゐる（同「丁未上春官。時巴西陳文端公校礼經、推為本房冠。」）。

ところで、ベンジャミン・A・エルマン氏は前掲書の中で、王守仁の例を取り上げて、彼が『礼記』を選ぶことで、學習の負担は増したが、その分試験の競争率において十分それに見合う利を得たことを指摘し、また、彼が『礼記』によつて科挙を受験した当時は、浙江鄉試において明代中期の特徴的な傾向が現れていた時期、すなわち『礼記』について言えば、全合格者の内の10パーセントを超える人々が『礼記』を選択していた時期に当たることを指摘している（二八〇～二八二頁）。この指摘は確かに事實に違ひないとと思うが、ただ、王守仁が自己の専経として

『礼記』を選んだ要因としてそれらを考えるとすれば、恐らくは十分とは言えまい。彼が『礼記』を自己の専経としたのは、その父王華の旧経を受け継いだのであろうし、それはさらにいえば餘姚の『礼記』学の伝統に連なつていくものであると思われるからである（註）。

四、専経の學習と礼学への情熱

さて、これまで『礼記』を選択した人達が敢えて難物の『礼記』を自己の専経として選択した事情について、「家学」「地域の学」の両面を中心見てきた。『礼記』が父祖以来の家学であるからとか、或いは自分の生まれ育つた土地で『礼記』の學習が盛んであつたからという理由で『礼記』を専経にするものが圧倒的に多かつたわけだが、これは、科挙の受験資格である生員となるための童試を受けるためには、割合早い時期に自己の専経を決めておかなければならず、しかもそれ以外にも「四書」をはじめ多くの書物の學習をしなければならなかつたことを考えればもつともなことではある。幼少時に、「五經」の中から自己の興味関心のある経書を選択して自己の専門にするなど一般的には無理なことであつたと言わざるを得ない。

とはいゝ、『礼記』の學習を続けてゆくうちに、次第にその内容に並々ならぬ関心を抱くようになり、やがて『礼記』、あるいはその他の礼学の分野の著作を残すことになつた人物もいる。以下、黄虞稷撰『千頃堂書目』から、『礼記』関連の著作のうち、その著者の専経が『礼記』であることが確認できた例を拾つてみることにする。

『礼記存疑』、陳壇撰（壇、字は山甫、浙江餘姚の人、嘉靖十一年

『礼記日録』四十九卷、黄乾行撰（乾行、字は玉巖、福寧州の人、嘉靖三十二年進士。「原注」に「乾行讀戴禮、日有所得、則錄於其端。故曰、日録。初僅三十三卷。此更定本也。」と言ふ。）

『礼經辨』、何維柏撰（維柏、字は喬仲、南海の人、嘉靖十四年進士。）

『礼記資記』十八卷、汪鏗撰（鏗については既出。）

『礼經講雋』『礼經内解』、徐鑑撰（鑑、字は觀甫、豐城の人、万曆二十九年進士。）

『礼記疏意』三十卷、秦繼宗撰（繼宗、字は敬伯、蘄水の人、万曆三十八年進士。）

『礼記纂注』三十卷、湯道衡撰（道衡、字は平子、丹陽の人、万曆四十四年進士。）

『礼記課兒述注』十八卷、沈一中撰（一中、字は文若、鄞県の人、万曆八年進士。）

※『礼記疑問』十二卷、姚舜牧撰（舜牧については既出。）

また、『千頃堂書目』には見られないが、『四庫全書総目提要』「存目」に挙がっているものに、

『礼記輯覽』

八卷、徐養相撰（養相、鳳陽の人、嘉靖三十五年進士。）がある。ただし、これらは文字通り筆者の管見による挙例にすぎず、勿論これら以外にも同様の著作は数多く存在したはずである。いま、これらを少ないと見るが多いと見るかはさておき、科挙の受験勉強が、著作として結実した例が確実に存在することだけは事実であると言えよう。

だが、その内容に対する評価について言えば、少なくとも清朝の学者の評価はあまり芳しくない。『四庫全書総目提要』は、黄乾行の『礼記日録』について次のように言う。

また、徐養相の『礼記輯覽』に對しては、

その書は、つまりは科挙のために作られたものであり、経文を掲載せず、ただ某章某節という標題を示すのみである。文章（の順序）にしたがつてその意味を説き明かしているが、陳澔（『礼記集説』）の序論の域を出ていない。（同「其書蓋為科挙而設、不載經文、惟以某章某節標目。循文訓釈、不出陳澔之緒論。」）

と言う。どちらもほとんど貶めるために取り上げていると言えるような論調であるが、周知の通り明人の経学著作に対する清朝の経学者の評価は極めて低い。『礼記』関連の著作などはその最たるものと言えるかも知れない（註）。ただ、注意したいのは、科挙のための参考書まがいの著作が多くとも、また、たとえ清朝の考拠学者からの評価は低くとも、明代には明代なりの『礼記』学の當為があつたという点である。恐らく、当時に於いては、これらの著作もそれ相応に読者を得、様々な評価を受けながら読み継がれたに違いないのである。

さて、それでは『礼記』以外の「二礼」と專經との関連についてはどうであろうか。残念ながら、これらの「礼經」については、「儀禮」などは著作の数が少なすぎることもあって一例も探しなかつたし、「千頃堂書目」に約五十の著作が挙げられる「周礼」の場合も、「訂周礼注疏」十八卷『周礼注疏合解』十八卷を撰した張采（字は受先、太倉の人、崇禎元年進士）の例のみしか見いだせていない。調査の限りでは、『周礼』「儀禮」の場合は、著者の専經が『礼記』であるか否かはほとんど無関係であるようにも思われる。

ところで、明代の礼学については、いわゆる「三礼」を中心とした「礼經」の経学的研究よりも、「儀禮之学」にこそ特色があつたとする注目すべき指摘がある^{註5}。この「儀禮之学」とは、「儀禮」そのものの経文注釈学ではなく^{註6}、「儀禮」に説かれるような礼の実践をいかに行うかについて研究する学問のことである。この分野の著作は、「四庫全書総目提要」では経部の「雜礼書」、「千頃堂書目」では経部の「礼樂類」に分類されている。そのうち、「千頃堂書目」には八十前後の著作が掲載されており、数としては、「学庸」関係の著作を除いた「礼記」関連の著作に迫る勢いである。

では、その「儀禮之学」の代表例とされ、唯一「四庫全書」にも著録されている『泰泉鄉礼』七卷の著者黄佐（字は才伯、号は泰泉、香山の人、正徳十六年進士）の専經はといふと、実は『詩經』であるから、少なくとも彼の場合は科挙の学との直接の関連はなさうである。そして、今のところこの分野の著作で名を知られる人物で、その著作と科挙の専經とが関係ありそうな人物についてはほとんど探せていない。とはいっても、著名な人物で「礼記」を専經としていた人物がいないわけでもない。

『大学衍義補』百六十卷や『家礼儀節』八卷の著者として名高い丘濬

（字は仲深、瓊山の人、景泰五年進士）こそその人である。彼は、正統九年（一四四四）の廣東鄉試において『礼記』によつて解元の榮誉を獲得している。そして、その後景泰五年（一四五四）に進士になつてからは、明朝の典故に詳しいことも買われて、翰林院編修を振り出しに様々に重職をへ、最後には内閣大學士にまで登りつめた人物である^{註7}。彼は自らの受験科目『礼記』についてどう考えていたのであろうか。『大学衍義補』卷七十六「本經術以為教・中」には次のように言つてゐる。

臣が思ひますに、『易經』『書經』『詩經』『春秋』の「四經」以外では、帝王の良法、聖賢の格言は、（『礼記』）四十九篇中のあちこちに詳しく出てきます。これ（『礼記』）は實に学者が知を致すための要（の書）であり、人君が政治を行うための模範（の書）です。『易經』は陰陽を語り、『書經』は政事を語り、『詩經』は性情を語り、『春秋』は名分を語つておりますが、ただ（これらは）みな一つの事を専らにしております。『礼記』という書物のみが、ありとあらゆる事を記しております。大きなことでは「三才」「五典」、細かいことでは森羅万象から天下を治めるための常道、礼節の移り変わりにいたるまでことごとく完備して余すところがございません。臣が「治國」「平天下」の要について、諸もろの書から採輯するにあたりましては、この書に取るところが多うございました。（……臣竊以為易書詩春秋四經之外、帝王之良法、聖賢之格言、雜出於四十九篇之中、詳矣。是誠學者致知之要、人君為治之法也。易言陰陽、書言政事、詩言性情、春秋言名分。然皆主於一事、惟礼之為書、無所不載。大而三才五典、細而庶類万事与夫治道之常、礼節之變、無不曲備而旁通焉。臣於治國平天下之要、採輯諸書、而於是書所取為多。）

学者は博く「五經」に通ずるべきである（同「学者各專一經、能於本經之外、旁及他經、方見天地之純全、古人之大体、然後得為全体大用之學。」）と説く丘濬も、勿論それが自己の専經であるという理由からだけではあるまいが、『礼記』をとりわけ高く評価し、『礼記』には天下のことが全て書かれている（同「臣按、礼記之書、天下之事、無所不載。」）とまで言うのである。彼の場合などは、科挙のための『礼記』の学習と自己の生涯をかけた学問としての「礼学」とが、密接な関わりを持つた典型と言えよう。

因みに、天順四年（一四六〇）会試の会元である陳選（字は士質、号は克菴、臨海の人）は『礼記』の選択者としては極めて珍しく会元になくなつた（選人物）であるが、『明儒学案』卷四十五「諸儒学案上三」によると、その彼を会元にしたのは丘濬であった（邱文莊得其文、曰古君子也。置第一。）と言う（註）。正徳六年（一五一二）の会試で『礼記』経魁となつた万潮（字は汝信、号は立齋、進賢の人）について、王守仁が同考官として彼を会元にしようとしたが果たせなかつた（『獻徵錄』卷六十一「五谿万公潮墓碑」「……辛未魁礼闈、陽明王公頗以不能首薦為恨。……」）という話も残つてゐるが、やはり『礼記』の場合は特に会元になりにくかつたようである。そして、そう考えると、この陳選の逸話は実に興味深いと言える。

五、明代書目における「尊經の序」の変動

科挙の受験勉強と密接に関わつて生み出された明人の『礼記』関連の著作には、受験参考書の類がたとえ多かつたにしても、科挙のための『礼記』の学習が明代の『礼記』学に一定の貢献をしたこと自体は事実

である。もしも『礼記』が科挙の選択科目に含まれていなかつたならば、『礼記』に関する明人の著作は、もつと少なかつたはずである。

とはいものの、明人の『礼記』学には後世にいたるまで読み継がれるを得ない。他方、明人の礼学において、大きな関心が注がれたとされる実践的な礼については、それが『礼記』の学習と緊密な関係があつたとまでは決して言えない。そして、何よりも、科挙の選択科目としては、『礼記』選択者の数が「五經」中最も少なかつたという事実そのものが、明人における『礼記』学、ひいては「礼經」に対する関心の低さを物語つてゐると言わざるを得ない。つまるところ、『礼記』は明人の多くにとつぎかもしれないが、少なくとも「五經」の中では最も下位に位置づけられる書物だつたのはなからうか。

実は、この『礼記』の位置づけの低さを物語るとおぼしき証拠が確かにある。それは、「登科錄」等で「五經義」の題目を掲載したり、「五經」に言及する際の順序である。『嘉靖癸丑科進士同年便覽錄』「凡例」には、

経房の座主十七名の方は、すべて（そのお名前を）列挙し、その字・号と出身地とをつづんで記録して、（恩を）忘れないことを示す。

最初に易經房、次に書經房、次に詩經房、次に春秋房、次に札記房のごとく、尊經の序（通りで）ある。（経房座主十七位、總列於端紀其表号与其邑里、以示不忘。首易、次書、次詩、次春秋、次札記、尊經之序也。）

という。この「尊經之序」の扱いは、明の最初期については未詳だが、正統十年（一四五五）の「会試錄」では既にこの順番になつており、明

朝の割合早い時期からそれが定着していたことがわかる^{註6}。しかしながら、「經」を並べる順番といえば、「七略」以来の歴代書目に明らかによう、「易」「書」「詩」「礼」「樂」「春秋」の順に並べていくのが普通である。それが、明代の科挙の「登科錄」における扱いでは「礼記」と「春秋」の順序が入れ替わっているのである。これは、単なる偶然で別段穿鑿すべきほどのことではないのであるうか。

ただ、気になるのは、この「礼」と「春秋」の位置づけの変化は、官撰・私撰を問わず、明代に編纂された書目に広くその傾向がうかがえるという点である。例として、『明代書目題跋叢刊』上・下（書目文献出版社一九九四）に収められた明代の各種書目について、経書の掲載順を以下に見てみる^{註7}。

- | | | | |
|------|---|-------|--|
| 楊士奇撰 | 『文淵閣書目』（卷二～三）「易」、「書」、「詩」、「春秋」、 | 陳第撰 | 『世善堂藏書目録』（卷上）「經類」、「周易」、「尚書」、「毛詩」、「春秋」、「禮記」、「二戴」、「周禮」、「儀礼」、「礼 |
| 焦竑撰 | 『國史經籍史』（卷一）「經類」、「易」、「書」、「詩」、「春秋」、 | 毛晋撰 | 『汲古閣校刻書目』（「十三經注疏」）易、書、詩、春秋左 |
| 梅鷟撰 | 『南齊志經籍考』（下篇）「經類」、「易」、「書」、「詩」、「春秋」、「礼」、 | 葉盛撰 | 『菉竹堂書目』……、「易」、「書」、「詩」、「春秋」、「三礼」、「儀礼」、「礼記」、「礼書」、「樂書」…… |
| 孫能伝撰 | 『內閣藏書目録』（卷二）「經部」、「易」、「書」、「詩」、「春秋」、「礼」、 | 祁承燾撰 | 『澹生堂藏書目』（卷一）「經類第一易」、「經類第二書」、 |
| 郭磐撰 | 『明太學經籍史』……、「易」、「書」、「詩」、「春秋」、「礼」、 | 朱睦樞撰 | 「經類第三詩」、「經類第四春秋」、「經類第五礼」…… |
| 劉若愚撰 | 『內板經書紀略』詩、書、易、春秋、礼、……、「易」、「書」、「詩」、「春秋」、「礼」、 | ○高儒撰 | 『百川書志』（卷一）「經」、「易」、「書」、「詩」、「礼」、「春秋」、…… |
| 徐図撰 | 「春秋」、「礼」、…… | 李鵠翀撰 | 『江陰李氏得月樓書目摘錄』……、「易」、「書」、「詩？」、「春秋」、「礼」、…… |
| 錢溥撰 | 『行人司重刻書目』（「經部」）……、「易」、「書」、「詩」、「春秋」、「礼」、 | 趙琦美撰 | 『脈望館書目』（天字号～地字号）「易」、「尚書」、「毛詩」、「春秋左氏」、「春秋公羊氏」、「穀梁」、「春秋胡氏」、「礼記」、「周礼」、「儀礼」、…… |
| 晁穉撰 | 『秘閣書目』……、「易」、「書」、「詩」、「春秋」、「周礼」、 | ○董其昌撰 | 『玄賞齋書目』（「經部卷第一」）……、「易」、「尚書」、「詩」、 |
| | 樂……、「礼書」、「樂書」、…… | ○徐燦撰 | 「春秋」、「礼」、「樂」、「……」 |
| | 『晁氏宝文堂書目』……、「易」、「書」、「詩經」、「春秋」、「礼」、 | ○徐燦撰 | 『徐氏家藏書目』（卷一）「經部」、「易類」、「書類」、「詩類」、 |
| | | | 「礼類」、「春秋類」、…… |

○印を付した三種の書目は、「礼經」が「春秋」より前に置かれている例であるが、それ以外の書目では、全て「礼經」は「春秋」のあとに位置づけられている。「春秋」の位置づけが上がったのか、「礼經」の位置づけが下がったのか何とも決めがたいところはあるが、ともあれ、明人の意識の中で、「礼經」に対する位置づけに変化が生じている一証左となり得ないであろうか。

おわりに

周知のごとく、かの朱熹が「礼經」については「礼記」ではなく「儀礼」の方に「經」としての価値を見いだし、「礼記」をその「伝」として位置づけていたこともあるが、『礼記』には朱子後学の有力な注釈がなく、元の延祐年間に科挙が再開された際には、他の「四經」が古注疏と新注とを併用することになつて、かわらず、「礼記」だけは古注疏のみが国家の指定する正式な注釈であった。その後、陳澔が『雲莊礼記集説』を作成したが、元朝では科挙の注釈としては採用されることはなかつた。そして、明朝が興ると、その初期には基本的に元朝の科挙制度を踏襲し「礼記」の注釈も古注疏のみを指定していたのだが、永樂年間に「三大全」が編纂され、そこで『礼記集説』が採用されると、古注疏一尊から今度は「礼記集説」一尊へと変わることになる（『四庫全書総目提要』卷二十一「礼類三・雲莊礼記集説十卷」「初延祐科挙之制、易書詩春秋皆以宋儒新説与古注疏相參、惟礼記則專用古注疏。蓋其時老師宿儒、猶有存者、知礼不可以空言解也。澔成是書、又在延祐之後亦未為儒者所称。明初、始定礼記用澔注。^註胡廣等修五經大全、礼記亦以澔注為主、用以取士、遂誦習相沿。」）。

その『礼記集説』とそれを藍本として作られた『礼記大全』に対する評価については、清朝の学者の激烈な批判を知るのみで、その内容自体を自ら詳細に検証するには至っていないが、明代科挙における『礼記』選択者の少なさは、『礼記集説』や『礼記大全』の内容上の出来不出来の問題からだけではどうも説明しきれないようにも思う。

明朝が踏襲した元朝の科挙制度において、「經義」に「五經」の一つとして『礼記』が採用されたのは、唐の『五經正義』以来の『礼記』の位置づけに基づくのであろうが、この『礼記』の位置づけは、宋代以来決して安定したものではない。明朝が元朝の制度を踏襲するかたちで「經義」の出題に『礼記』を取り上げたことの意味についても、宋代以来の近世経学史全体の中に位置づけて改めて考察してみる必要があるに違いない。しかし、残念ながらいま筆者にその力はなく今後の課題とせざるを得ない。

本稿は、副題に「明代科挙と礼学」と掲げつつも、明代の「礼学」の実態について掘り下げた考察は殆ど出来ておらず、まだまだ多くの課題を残している。とはいっても、『礼記』という書物に明代の士人達が、科挙を通じていかに関わったかという点について、若干の新たな知見を示し得たものと思う。その及ばない点については、今後少しづつ明らかにしていきたい。

注

①本稿で使用した「登科錄」等の資料については、拙論「明代科挙における専經について」（『日本中國学会報』第五十二集 二〇〇〇、※以下、前稿と略称）第一章参照。なお、本稿執筆に際しては、張朝瑞撰『南國

賢書』（尊經閣文庫蔵）、邵捷春撰『閩省賢書』（内閣文庫蔵）の両書も新たに参照している。

②『万曆三十七年順天府鄉試錄』参照。なお、この年の順天府鄉試の合格者は全百四十名であり、そのうち『礼記』選択者は「五經」中最底の八名である。

③『礼記』が受験生に敬遠された理由については、前稿第五章でおおよその見解を述べた。しかしながら、この問題については、他の四經ともあわせてさらに慎重な考察が必要であると考えている。

④因みに、そのエルマン氏の作成された表を参考しつつ、前稿の筆者の見解を改めて検証してみたが、今のところ前稿の指摘を修正すべき必要性は感じておらず、むしろ意を強くしているところではある。

⑤因みに、福建については、閩県の四名を筆頭に省全体から『礼記』の経魁を多数出している点が注目される。福建の礼学に関しては、小島毅氏に精緻な研究があり、その成果に照らし合わせて考察すれば新たな発見があるのかも知れないが、いま筆者にその準備はない。今後の課題としたい。小島氏の研究については、「もうひとつの明儒学案——福建朱子学展開の物語」（『中国哲学研究』第五号 一九九三のち後者に再録）、『中国近世における礼の言説』（東京大学出版会 一九九六）参照。

⑥朱東潤著『張居正大伝』（湖北人民出版社 一九八一）第一章参照。

⑦但し、直接父祖から伝授されることもあったであろうが、むしろ父祖の手配で外傳について学ぶことの方が多いと思われる。

⑧もつとも、この間の事情について彼は、礼学の師の教授法に疑問をおぼえて学習をやめたようにも言う（『来恩堂草』卷一「礼記疑問序」「先

贈君淳庵公……又命学礼。不孝因叩習礼家。但凶喪篇輒置不講、即曲礼壇弓等篇、語一涉凶喪悉抹去。及講解章截句分、更詫後先盾矛無當也。

不孝謂習礼者當不若是。遂舍而卒習易。……）。

⑨この中には、先述の鄒守益、鄒德溥も含まれている。

⑩鄞県では、万曆十七年までに少なくとも五名の『易經』経魁が出ている。

⑪楊子器の專經が何であったかわからないので、取り敢えず文脈上こう解釈しておく。但、彼の專經が『書經』であつたとすれば、ここは『書經』を講義してもらつたという解釈になる。

⑫王華については、『王陽明全集』（上海古籍出版社 一九九二）卷三十八「世徳紀」（「海日先生行状」）に「天順壬午、先生年十七、以三礼投試邑中。……」とあり、『皇明歷科狀元錄』卷三にも「……同舟有三五庠生講論、華哂之。庠生怪問。華破其講非是。……由是四方爭延講札經。」といふ逸話があるから、恐らく專經は『礼記』であつたものと考えている。前稿注⑯参照。

⑬明代の『礼記』関連の著作のうち、『四庫全書』に著録されたのは『礼記大全』三十巻と、『月令明義』四巻『表記集伝』二巻『坊記集伝』二巻『縑衣集伝』四巻『儒行集伝』二巻といった黄道周（字は幼玄、号は石齋、漳浦の人、天啓二年進士、専經『詩經』）の一連の著作とであるが、前者はもとより後者もその経学的価値が評価された上で著録では決していない。なお、四庫館臣の明代礼学に関する評価とその著作の取り扱いについては、小島毅氏「明代礼学の特色」（林慶彰・蒋秋華主編『明代経学国際検討会論文集』台湾中央研究院 一九九六）参照。

⑭小島毅氏前掲論文（注⑬）参照。また、同氏前掲書（注⑮）参照。

⑮因みに、万曆中に北京の国子監で刻行した十三經のうち、『儀礼』の誤脱が最も甚しい（『日知錄』卷十八「監本二十一史」、「十三經中、儀礼脱誤尤多。……此則秦火之所未亡、而亡於監刻矣。」）という。

- (16) 丘濬の思想・事績については、荒木見悟氏「丘瓊山の思想」（『中国思想史の諸相』中国書店一九八九）をはじめ、先学の多くの研究があるが、本稿の問題意識と最も深く関わるものとして小島毅氏「明代読書人の知と文化資本」（『江戸の思想5』ペリカン社一九九六）、『宋学の形成と展開』（創文社一九九九）を参照されたい。
- (17) 陳選以外で会元になった『礼記』選挙者は、永樂十三年の洪英（字は実夫、懷安の人）しか探せていない。
- (18) この年の会試で丘濬が主考・副主考になつたという事実はないので、彼は『礼記』房同考官として陳選の答案を会元に推薦したものと思われる。
- (19) なお、管見の及んだ限りで最も時代が古い『建文二年会試録』では「易」「書」「春秋」「詩」「礼」の順番になつていて、つまり、「礼」と「春秋」とに関して言えば、既にこの時点で逆転している。あるいは、これは既に元朝の時代からそうだったのだろうか。
- (20) 『明代書目題跋叢刊』に載録の順による。なお、当該書目自体に分類の項目が示されている場合は、「」で表示し、そうでない場合は分類の概略を、易、書、詩……の如く表示する。
- (21) この「明初云々」については未詳。
- (22) 野間文史氏によれば、『五經正義』がなぜ『礼記』を採用したのかについては未詳とのことである。『五經正義の研究 その成立と展開』（研文出版一九九八）一八頁参照。
- 〔附記〕本稿は、平成十一・十二年度科学研究費補助金（奨励研究A）による研究成果の一部である。

〔追記〕

前稿二一五頁・上段（10行・15行）で、「登高第」を人名としているのは、全くの誤読であり、「登高第者」（12行）の四字は、前の句に続けて読むべきである。さらに、「結局伝臚……」（11行）の「伝臚」は「第二名」の誤りである。

また、二一八頁・上段（9行）の「以此名家者」は、「此を以て家に名づくる者」と読み、「経学を専門にする者」の意に解すべきことを、入谷仙介先生より御教示賜わった。

（一一〇〇一年一月十二日）